

調査・研修等計画届出書

令和元年6月4日

瀬戸市議会議長様

議員名 藤井篤保



政務活動として、下記のとおり調査・研修等を実施いたします。

記

期日	令和元年 7月 22日から 7月 23日まで (1泊2日)	
調査先・研修名	埼玉県狭山市・東京都豊島区	
会場名(会場所在地)	狭山市役所・豊島区役所	
調査・研修の目的 (今回の調査・研修に係る瀬戸市・自己の現状と課題を踏まえて)	<p>7/22 狹山市 調査項目：市民への議会広報の充実について (CATV 議会情報番組)</p> <p>目的：開かれた議会とするため、市民に対し更なる議会情報の発信が課題であります。 狹山市議会さんでは、CATVを活用し、年12本を撮影し1日4回1週間の放送をされています。番組の企画立案・原稿作成・撮影を議員自らが番組を作成されているので、その手法等の調査研究をするため。</p>	
議長名の依頼	<input checked="" type="radio"/> ・ 不要	依頼先(名称) 狹山市議会
同行者名	中川昌也 松原大介	

※行程表を添付してください。

調査・研修等計画届出書

令和元年6月4日

瀬戸市議会議長様

議員名 藤井篤保



政務活動として、下記のとおり調査・研修等を実施いたします。

記

期日	令和元年 7月 22日から 7月 23日まで（1泊2日）	
調査先・研修名	埼玉県狭山市・東京都豊島区	
会場名（会場所在地）	狭山市役所・豊島区役所	
調査・研修の目的 (今回の調査・研修に係る瀬戸市・自己の現状と課題を踏まえて)	7/23 豊島区 調査項目：公文書管理条例について 調査目的：公文書管理条例は第34条で、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」と、地方自治体に対して公文書を適正に管理する施策をとるよう、努力義務を課しています。この法律を受けて、本市においても「公文書管理条例」を制定する必要性があるため。	
議長名の依頼	要 ・ 不要	依頼先（名称） 豊島区議会
同行者名	中川昌也 松原大介	

※行程表を添付してください。

調査・研修等報告書

令和1年7月30日

瀬戸市議会議長様

議員名 藤井篤保



政務活動として、下記のとおり調査・研修等を実施したので報告します。

記

期 日	令和1年7月22日から7月23日まで（1泊2日）
調査先・研修名	埼玉県狭山市・東京都豊島区
会場名（会場所在地）	狭山市議会・豊島区議会
調査・研修の目的 (今回の調査・研修に係る瀬戸市・自己の現状と課題を踏まえて)	<p>○狭山市 市民への議会広報の充実について（CATV 議会情報番組） 瀬戸市議会でも CATV の議会情報番組を提供しているが、今年度からは議員自らが企画、作成まで携わることとした。 先進的な取り組みを行っている狭山市議会の広報委員会、担当職員にその成り立ちと手法について調査研究を行う。</p> <p>○豊島区 公文書管理法第34条で地方自治体に対して公文書を適正に管理するよう努力義務を課している。現在瀬戸市では文書取扱規定のみであり、情報公開の観点からも適正管理ができるとは言い難い。条例の必要性から先進事例とされる豊島区（制定 平成31年3月 条例施行 令和1年10月）の例に学ぶため調査研究を行う。</p>
調査先の事業の現状・課題／研修で学んだこと・キーワード等	
<p>○狭山市 平成25年度より単年度事業予算 158万8千円で、議会を身近に感じてもらうことを目的に、CATV を使って議会情報を発信している。 番組の企画立案・原稿作成・撮影を議員自らが行い、番組は10分間で、年12本撮影し、一本当たり一日4回一週間放送している。編集は技術的要素が高いためCATV 社が行っている 視聴率が測定できないため直接的な費用対効果が測れないなどの課題がある。</p>	

○豊島区

全国的にも公文書の取り扱いについて条例化する機運が高まってきている。平成31年3月に豊島区公文書管理条例が制定され、令和元年10月に条例施行となっており、先進的事例として紹介もあった。条例制定の必要性と制定経過、それまでの取り扱いの実際と条例制定後の取り組みの差異、実務での新たな財政負担・体制整備などを担当である総務課職員より聴取。

調査先（主な質疑・応答内容）／研修（受講後の感想）

○狭山市

- ・議員が企画制作することになった経緯について。

議会からの情報発信が不足しているとの指摘もあり、広報委員会で見える議会の推進を図ることとし、CATV、Web の活用について検討をし、市内視察の現場の様子や議会活動の様子を見せることによって、市民に少しでも興味を持ってもらえるように取り組み、制作についても議会事務局に任せのではなく、議員がやるべきとの認識をし、企画制作を行っている。

- ・一般質問のCATVへの配信について。

本会議場での質問等はすべて中継、録画配信されており、修正等はなし。

CATVにより無償で放送

- ・企画制作に要する時間について。

期間に余裕を持ち、定例会の始まる一月半前より準備を始め、その都度企画をしている。

- ・制作費用について。

平成25年 当初予算154万8000円。

年間12回 一番組10分間 放送期間1週間 一日4回 放送

令和元年 当初予算53万円 年間4回 一番組当たり13万円程度。

- ・視聴率が取得できないが、効果について市民の反応は。

視聴率等を数値化することが困難であるが、各議員の体感として市民の反応は概ね良好であるととらえている。

- ・企画制作における留意点について。

放送内容について公平・公正・中立で行う。難しいのは予算・決算審査時の可決の場合、議会の総意として放送することの是非。

- ・議会広報全般について市民意見の聴取等について

それぞれの議員が議員活動の中で集めてきているのが現状、概ね良好であると認識している。

- ・事務局の負担について

議会事務局の大きな協力を得ている 広報グループ4名で活動しているが、行う内容も増え、発信しなければならない内容も増えてきている。

○豊島区

- ・条例化までの経緯

平成 23 年公文書管理法が施行され、地方自治体に対しても公文書を適正に管理するよう努力義務が課された。区議会一般質問で条例化への質問があり、区長が制定に向けての答弁を行い、平成 30 年 4 月から公文書在り方検討会を設置し、12 月に答申を出し、並行して条例案を提示、12 月にパブコメを行い、平成 31 年 3 月に委員会可決を経て、条例制定となった。

・これまでの規則（規定）との違い

区が保有する 公文書を、区民共有の知的資源として位置づけ、区の活動・歴史を検証するための重要な資料を特定重要公文書とともに適切に管理していくための条例とした。

公文書管理条例及び他自治体の公文書管理条例の多くが特定重要公文書の公開請求について規定しているのに対し、豊島区では公開請求については行政情報公開条例によることとしている。また、文書取り扱い規定と文書保存規定の 2 本があつたが、公文書管理規定として統合し、平成 31 年 4 月から先行して施行している。

・実施機関について

条例適用範囲は、区長部局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会。出資法人は努力義務とし、指定管理者についても区民から収集した文書等について適正に取り扱うよう指導。

・公文書の範囲について

公文書とは、職員が①職務上作成または取得し、②組織的に用いるものとして③実施期間が保有しているもの（3 原則）

形態は問わず、業務に係るメールも公文書とする。

・作成義務について

意思決定の過程や事務の実績について事案が軽微な場合を除いて文書を作成する義務が定められている。

・廃棄時の関与について

保存期限が満了したら移管または廃棄

移管 重要公文書の保存期間が満了したものは総務課に移管し、特定重要公文書として永久保存、情報公開の制限が必要なものについては、主管課は移管時に意見を付す。

廃棄 総務課が引き継いでいるものは総務課が適切な方法で廃棄する。

一保存期間を一年または一年未満に設定したフォルダは各主管課で適切に廃棄。

・利用請求権について

公開請求については、豊島区行政情報公開条例、豊島区議会情報公開条例、豊島区個人情報等の保護に関する条例により扱う。

・公文書管理委員会について

第三者（学識経験者と区民）による委員会文書管理が適切に実施されているかを確認するとともに公文書の管理の在り方に対する区民意見、そして専門的な且つ客観的な意見をいただく場

・特徴的な内容について

条例第 1 条（目的）区制運営の理念を定めた「豊島区自治の推進に関する基本条

例」が制定されており、同条例の第4条では、「情報共有の原則」が掲げられている。公文書管理条例は、この原則の基礎となる条例になので、そのことを明文化した。また、「区民合意のもとでの公文書管理」という新たな理念を加えた。

・条例化に当たっての留意点について

附属機関での検討結果（答申）をできる限り条例に尊重した。

管理職による部会、係長級によるPTの実施により、付属機関での検討状況の情報提供や課における文書管理の現状把握を行った。

・パブコメでの意見について

9名から37件の意見があった。

・条例化による職員の意識変化について

平成31年4月に文書事務の手引きを作成。条例施行に向けて、8月から府内RANによるEラーニングを実施し、8月下旬には実務編として管理職研修を行う。

・文書管理の対象範囲の変更による予算・体制について

現行の総務課文書管理グループ（係長以下2名及び他グループからの兼務1名）

非常勤職員（公文書等専門職員1名）の体制で行うこととしている。

・費用対効果の点で財政当局の反応について

文書管理システムとの整合ができていないため、それに合わせるための費用が発生。また、永年保存文書の目録化が必要となりそれによる費用も発生。」

調査・研修の成果・考察

(瀬戸市への反映・自己の能力開発への寄与等)

○狭山市

瀬戸市議会でも本年度より、議会広報として議会情報番組作成チームが、CATV及びコミュニティFMの番組の企画制作を議員が行うこととしたが、手探り状態の中で第1回の収録を終えたところでもあった。今回の狭山市議会の取り組みは全国的にも好事例として紹介もされており、広報委員会の正副委員長から成り立ち・手法・現状での課題等を教えていただき大変に参考となった。

特に企画、作成を広報委員会が行い、撮影までも議員自らが行い、映像素材をCATVに送り、広報委員会で検収確認を行い、放送となることなど瀬戸市議会の現状に照らし合わせ改善する点も多いように感じた。また、議会広報全体としてクロスメディアの考察を行い、議事録冊子、CATV、議会だより、HPなどのすみ分けを行うことで議会広報のコスト削減につながることも確認できた。

○豊島区

公文書管理条例の趣旨、情報公開条例との関係、市民共有の知的資源として位置づけ、市の活動・歴史を検証するための重要な資料を適切に管理するためにも自治体における公文書管理条例は必要である。

これまでの文書取扱規定による保存文章の分類管理、今後の起案から決済、保存、管理するシステムの導入は、多大な費用が掛かるため検討を要するが、現在の文書取扱規定を見直し、公文書の定義を明確化させた条例の検討をすべきである。